

20210312\_【感染症情報】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（3月9日発表）

- 3月9日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 本措置は、3月19日以降に入国する全ての入国者（日本人を含む）に適用される予定です。

【本文】

1 3月9日、厚生労働省・検疫所は日本における新たな水際対策措置を発表しました。本措置は、3月19日以降に入国する全ての入国者（日本人を含む）に適用される予定です。日本へ入国・帰国をご予定の方は、措置の全体と詳細について、下記サイトをご覧ください。

- 日本国厚生労働省ホームページ「水際対策に係る新たな措置について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

2 上記サイトに記載されているとおり、海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提出が必要です。検査証明書の提出は、1月13日以降から実施している措置ですが、今般、所定のフォーマットが改定されました（認められる検査方法が追加）。上記リンク先から新しいフォーマットをダウンロードしてご使用ください。

3 なお、PCR検査が可能な機関（病院等）については、下記サイトをご覧ください。検査証明書の取得に際しては、取得を希望する機関に事前のお問い合わせ・予約をお勧めします。

- フィリピン保健省ホームページ「フィリピンにおける新型コロナウイルス検査が可能な機関について」  
<https://hfsrb.doh.gov.ph/1729-2/>

（問い合わせ窓口）

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）  
日本国内から：0120-565-653  
海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）
- 出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）  
電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）
- 外務省領事サービスセンター（海外安全相談班）  
住所：東京都千代田区霞が関2-2-1  
電話：（東京03）3580-3311 内線2902

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：[https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)